C_{21} ＝ 0.02297
C_{22} ＝ 0.02252
C_{23} ＝ 0.02214
C_{24} ＝ 0.02216
C_{25} ＝ 0.02236
C_{26} ＝ 0.02260
C_{27} ＝ 0.02192
C_{28} ＝ 0.0207
C_{29} ＝ 0.0208
C_{30} ＝ 0.02052
$C_{令元}$＝ 0.02018
$C_{令2}$＝ 0.02068
$C_{令3}$＝ 0.00933
$C_{令4}$＝ 0.01257
$C_{令5}$＝ 0.00570
$C_{令6}$＝ 0.00817
$C_{令7}$＝ 0.01226

D　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

F　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

C_{21} ＝ 0.02298
C_{22} ＝ 0.02254
C_{23} ＝ 0.02215
C_{24} ＝ 0.02220
C_{25} ＝ 0.02242
C_{26} ＝ 0.02271
C_{27} ＝ 0.0202
C_{28} ＝ 0.0207
C_{29} ＝ 0.0209
C_{30} ＝ 0.02054
$C_{令元}$＝ 0.02021
$C_{令2}$＝ 0.01102
$C_{令3}$＝ 0.00935
$C_{令4}$＝ 0.00452
$C_{令5}$＝ 0.00570
$C_{令6}$＝ 0.00817

D　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和 58 年度から平成 4 年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

F　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額